

<開催報告>

AIPPI・JAPAN セミナー

「欧州・中国・シンガポールの知的財産制度の動向，最新情報について」

開催日時：平成 25 年 3 月 13 日（水）13：30～17：00

会 場：尚友会館 8 階 1 号+2 号会議室
（東京都千代田区霞が関 3-3-1）

講演者：

Robin Oxley 氏（Partner, Marks & Clerk UK）

Michael Lin 氏（Partner, Marks & Clerk Hong Kong）

Gianfranco Matteucci 氏（Partner, Marks & Clerk Singapore LLP）

内 容：

1) Patent Litigation in Europe The Unitary Patent and Unified Patent Court : Robin Oxley 氏

欧州単一特許制度：現状の欧州特許出願は，権利化したい国夫々に出願しなければならず，高額な翻訳費，出願手数料及び年金や各国各々の複雑な手続等が問題となっている。本制度は，各国制度を単一化する事により，問題となっている費用の抑制及び手続の簡略化を目的としている。

欧州統一裁判所：欧州での現状の特許訴訟は，各国各々の裁判所で提起しなければならず，高額な訴訟費用が必要な事や各国各々の異なる判決が出される事等が問題となっている。本制度は，訴訟を一元化する事により，訴訟費用を抑制し，欧州全域に効力を有する判決を出す事を目的としている。統一裁判所の機構は，第一審に地方又は広域裁判所，及び中央裁判所，控訴は，控訴裁判所，上級審が，欧州司法裁判所（CJEU）となる。裁判の審理で使用される言語は，係争の当該特許出願に使用されている言語となる。

2) China's Explosive Patent Growth : Michael Lin 氏

2011 年の WIPO による統計では，中国国内における特許，意匠及び実用新案の出願件数が夫々各 50 万件以上，商標に関しては，分類ごとの出願が必須のため，140 万件以上にもなる。理由としては，中国政府が 2008 年から中国国内の出願人（個人，企業及び大学等）に出願費用を援助していた事が考えられる。しかし，中国国内から PCT を利用した外国出願は，非常に少なく，特許取得率も低いのが現状である。

中国の裁判の現状は，過去の判例を重要視せず，裁判官夫々の判断により判決が出される事が多いように思われ，更には省や県といった地域によっても判決が大きく異なるので，注意が必要である。

3) The Hong Kong IP System : Michael Lin 氏

現在の香港では，標準特許と短期特許という制度があり，いずれも方式審査のみで実体審査は行われていない。標準特許とは，先に中国及び英国等で取得した特許，短期特許とは，香港知的財産権所に直接出願した特許を指す。2013 年 2 月には，改正案として，実体審査の導入，弁理士の資質向上を目的とした制度整備及びこれを監督する機関の設立等が挙げられた。

4) New Singapore Patent Law and Singapore IP Hub : Gianfranco Matteucci 氏

2012 年にシンガポールの特許法が大幅に改正された。特許査定基準が self-assessment（自己査定）から positive grant（肯定的結果に基づく付与）に変更。従来は，新規性，進歩性なしとい

う審査結果であったとしても、特許料を支払う事により特許査定とする事が可能であったが、新法では審査結果が完全に肯定的な結果でなければ特許査定とはならない事となる。また、補充審査、異議申立制度及び拒絶査定通知から 2 か月以内の分割出願を認める新规定が導入され、外国登録弁理士もシンガポール国内で事務所を開設し、外国からの出願に限り業務が行える事になった。

等々、欧州単一特許制度、統一裁判所の詳細、及びアジア諸国の近年における変化の詳細を知る非常に良い機会となった。

本セミナーには 50 名を超える参加者にお集まりいただき、質疑応答も活発に行われ、成功裡に終了した。



Robin Oxley 氏



Michael Lin 氏



Gianfranco Matteucci 氏